

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年1月14日～2021年1月20日)

令和3年(2021年)1月22日

H E A D L I N E S	S
政治 野党「市民連立」所属議員の所属政党変更 国内の新型コロナウイルスのワクチン接種をめぐる動向 EU任務(イリニ作戦)への第3次部隊の派遣 軍による新型コロナウイルス感染症対策支援 米陸軍欧州・アフリカ司令官によるポーランド軍全般司令官訪問 ナヴァリヌィ氏の拘束に対する政府要人の発言 ボレルEU外務・安全保障政策上級代表との会談 UNIFIL第3次部隊の派遣 下院財務委員会、上院の国防支出削減案を否決 バイデン米大統領の大統領就任に対するモラヴィエツキ首相及びドゥダ大統領の発言	<p>【お願い】3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。</p> <p>問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。</p>
治安等 国家警察本部、ナチズムを宣伝した男性を逮捕と発表 ワルシャワが人身売買の経由地点になっているとの報道 ワルシャワ市の約40%のタクシーが規則に違反 人工妊娠中絶に関する抗議デモが継続	
経済 ロックダウンに伴う制限措置と「財政の盾」を巡る法的議論 政府、EU基金の配分に関するパートナーシップ合意案を提示 政策金利に関するグラピンスキ中央銀行総裁の発言 12月の物価動向 インテルによる研究開発センター拡張 大手電力会社の洋上風力発電所建設に係る協力 電気自動車登録台数動向 気候・環境省 電力料金高騰対策に関する法案を検討 政府のエネルギー戦略の見通し 炭鉱労働組合による炭鉱閉鎖にかかる合意案	
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 大使館広報文化センター開館時間(10月26日(月)より、当面の間入館を一時見合わせ) 文化行事・大使館関連行事	
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp	

野党「市民連立」所属議員の所属政党変更【18日・20日】

18日、野党「市民連立」(KO)所属のブリ上院議員は、同会派を離脱し、ホウオヴニャ氏の主導する政治運動である「ポーランド2050」(Polska 2050)に加入すると発表した。また、20日にはムハ下院議員もKOから「ポーランド2050」に所属変更を行うと発表した。これにより、昨年9月に「左派」(Lewica)から所属変更を行ったギル＝ピョンテク下院議員と合わせ、「ポーランド2050」に所属する国会議員は3名となった。

国内の新型コロナウイルスのワクチン接種をめぐる**動向【20日】**

20日、ドヴォルチク首相府長官は、国民の意見を踏まえ、国家ワクチン接種プログラムにおけるワクチン接種の優先順位のカテゴリーを修正すると発表した。その結果、当初案から「グループ1」に慢性疾患のある者が追加され、「グループ1」は60歳以上の高齢者(1a)、慢性疾患があり重症化のリスクが高い者(1b)、軍人、国家機能に関わる政府職員(警察、消防、国境警備隊等)(1c)の三段階に細分化される。「グループ1」への接種に関しては、1月15日より80歳以上の高齢者のワクチン接種希望者の登録が開始され、同22日より70歳以上の高齢者の登録が開始される予定である。

外交・安全保障

EU任務(イリニ作戦)への第3次部隊の派遣【16日】

16日、ポーランド軍は、イタリアを拠点とするEU任務、イリニ作戦にポーランド海軍航空旅団に所属する第3次部隊を派遣した。今後6か月間、同部隊は、欧州とアフリカ間の航路の空域をパトロールする。同任務の目的は、リビアへの武器供給に対する国連の禁輸措置を遵守させることである。

軍による新型コロナウイルス感染症対策支援【18日】

18日、領域防衛軍は、高齢者向けのホットライン(800-100-115)を立ち上げた。これにより、高齢者は登録手続きや予防接種会場への移動の際に軍人に支援を求めることができる。

米陸軍欧州・アフリカ司令官によるポーランド軍全般司令官訪問【18日】

18日、カボリ米陸軍欧州・アフリカ司令官がミカ統合全般司令官を訪問した。会談においては、ポーランドにおける協力、同盟軍のプレゼンスに関する問題が議論された。また、同会談には、同司令部国際協力部署のズラフスキ准将も出席した。ミカ司令官から、カボリ司令官へポーランド陸軍勲章の授与が行われた。

ナヴァリヌ氏の拘束に対する政府要人の発言【17日及び18日】

17日、帰国直後のロシアの反政府活動家ナヴァリヌ氏がロシア当局により拘束された事案に関して、ドゥダ大統領はツイッターを更新し、ロシア当局によるナヴァリヌ氏に対して取られた措置は、ロシアと国際社会の関係に対する帰結なくしては取り去ることはできないと述べた。また、同大統領は、国連人権

理事会の理事国であるポーランドを代表して、国際的な連帯を要請すると述べた。

同日、モラヴィエツキ首相は、ナヴァリヌ氏の拘束はロシアの民主的な野党を脅迫する新たな試みであり、EUレベルでの迅速かつ明白な対応は不可欠であるとツイートした。また、同首相は、市民の権利の尊重は民主主義の礎石であるとし、ロシア当局に対し同氏を即時に解放することを要請すると述べた。

18日、ラウ外相は、ロシアは人権を尊重し、市民社会の独立を保護する意思がなく、EUはロシアに対する制裁を含む具体的な措置をとる可能性があるとして述べた。また、同外相は、ポーランドは、EUの人権侵害に対する制裁が適用されるべき状況についての提案をしたことを明らかにした。

ボレルEU外務・安全保障政策上級代表との会談【18日】

18日、ラウ外相は、ブリュッセルにおいて、ボレルEU外務・安全保障政策上級代表と会談を実施し、EUの環大西洋政策及び東方政策について議論した。ラウ外相は、EU・米国関係の重要性を強調し、地域安全保障、偽情報との闘い、自由市場、連結性の促進といった分野での協力を強化することを訴えた。三海域イニシアティブは、EUと米国の協力の成功例であると強調した。同外相は、ポーランド及びV4諸国が提案したベラルーシのための経済援助のための作業の加速化の必要性について強調するとともに、今年の東方パートナーシップ首脳会合がEUとの協力のための野心的な目標を設定することを望むと述べた。

UNIFIL第3次部隊の派遣【18日】

18日、ポーランド軍は、国連任務であるUNIFILへ第3次部隊の先遣隊をレバノンへ派遣した。残りの主力は、2月中旬に派遣する予定である。全部隊は、約200名で構成され、派遣兵士は、この半年間、ハンガリー部隊とともに訓練を受け、現在は、アイルランド軍との共同活動が可能となっている。

下院財務委員会、上院の国防支出削減案を否決【19日】

19日、下院財務委員会は、2021年予算で領域防衛軍への支出削減を前提とした上院の修正案を否決した。上院が提出した二つの修正案は、現在の領域防衛軍の支出を合計5,000万ズロチ削減することを前提としており、両修正案は否決された。

バイデン米大統領の大統領就任に対するモラヴィエツキ首相及びドゥダ大統領の発言【20日】

20日、バイデン米大統領の就任に対し、ドゥダ大統領は、同大統領の第46代米国大統領への就任を心から祝福する、ポーランドと米国の戦略的パートナーシップを更に強化するためにバイデン大統領と緊密に協力することを楽しみにしているとツイートした。

同日、モラヴィエツキ首相は、フェイスブックにおいて、バイデン大統領の就任をお祝い申し上げる、大統領とハリス副大統領の幸運を祈っていると述べた。また、同首相は、米国は、国際社会の自由、安定及び平和の柱である、バイデン大統領と働くことを楽しみにしていると述べた。

治 安 等

国家警察本部、ナチズムを宣伝した男性らを逮捕と発表【14日】

国家警察本部は、ナチズムを宣伝しユダヤ人墓地に損害を与えた疑いで若い男性3名を逮捕したと発表した。同人らは、10日、オフィエンチムに所在するユダヤ人墓地の壁に、「SS」(ナチス・ドイツの親衛隊の略号)などと落書きをした疑いが持たれている。ポーランドにおいては、ナチス・ドイツやイタリア・ファシスト党、全体主義体制を公の場で賞賛することは禁止されている。

ワルシャワが人身売買の経由地点になっているとの報道【18日】

「Gazeta Wyborcza」は、ワルシャワがベトナム人の人身売買の経由地点になっているなどと報じた。同紙によれば、ベトナムから連れてこられた未成年のベトナム人が、ワルシャワを経由して、ドイツやオランダ、英国に移送されているという。同紙では、ある人物がベトナム人をワルシャワ・オホタ地区で引き取り、外国に送った事例を取り上げていた。同人は、6か月で約200名を違法に移送し、1人につき500ユーロを得ていたという。特に、ベトナム人が集中的に集まるとされるブルカ・コソフスカから海外に移送されることが多く、2017年には、非人道的な条件で有名ブランドの模倣品を作成するよう強制されていたベトナム人16名が同地域で発見されている。2019年において、ポーランド当局は、人身売買の被害者を208名発見し、うち21人は10代以下の子供で

あった。

ワルシャワ市の約40%のタクシーが規則に違反【18日】

ワルシャワ市は、2020年のタクシーに関する年間報告書を発表した。同報告書によると、昨年、同市は警察や税務当局、交通局などと協力して、タクシーへの査察を1,207件実施した。そのうち、502件で何かしらの規則違反が確認されたという。主な違反は、運送事業にかかるライセンスの欠如(187件)、適切な運転免許の所持(66件)、レジの所持(200件)などであった。市当局は、タクシー利用者に対して、運送業ライセンスが必要とされる「TAXI」と記載されたランプの有無や、車内の見える位置に運転手の名前と顔写真が記載されたバッジがあるかを確認するよう改めて呼びかけた。

人工妊娠中絶に関する抗議デモが継続【20日】

人工妊娠中絶を許容する現行法規を違憲とする憲法法廷の判決(2020年10月22日)に反対する抗議デモが、シャルル・ド・ゴール交差点(ノヴィ・シフィアト、ワルシャワ国立美術館付近)、チェフ・クシジ広場(三十字架教会付近)、ドモフスキエゴ交差点(文化科学宮殿付近)を始めとするワルシャワ中心部で実施された。ドモフスキエゴ交差点では、デモ隊と警官隊が衝突し、催涙ガスなどが使用された。ワルシャワ首都警察は、警察官に対する暴行を加えたなどにより11人を拘束したと発表した。

経 済

経済政策

ロックダウンに伴う制限措置と「財政の盾」を巡る法的議論【18日】

ポーランド全国、特に南部において、経営者が

政府によるCOVID-19に伴う制限措置に抗議している。ロックダウンの継続や政府支援が不十分であることなどが怒りとフラストレーションを深めて

おり、企業家は、資金が底を尽き、これ以上事業を停止していただけないと声を挙げている。中には、政府の禁止を無視し、ホテルやゲストハウス、レストランの再開を計画している経営者もいる。これらの経営者は、政府は法律に反して制限措置を導入しているという法律家や裁判所の意見を根拠に挙げている。同意見によると、これらの制限措置は政令に基づき実施されているが、憲法の下で保障されている自由は、議会により採択された法律に基づいてのみ制限が可能という。ボリス・ポーランド開発基金(PFR)総裁、そして以前には、ゴヴィン副首相兼開発・労働・技術大臣は、制限措置を破り、操業を開始する企業は、政府支援を受ける権利を失うと述べていた。仮にPFRの補助金を受領したとしても、後に禁止事項を破ったことが発覚した場合には、補助金の返還が必要となる可能性があるという。しかしながら、法律家は、制限措置自体が裁判所によって違法と判断された場合には、資金の返還義務は無いと主張するなど、法的議論が生じつつある。

政府、EU基金の配分に関するパートナーシップ合意案を提示【18日】

18日、モラヴィエツキ首相は、政府はEU結束基金の配分に関するパートナーシップ合意案に関するパブリック・コンサルテーションを開始すると発表した。同案は、2021年～2027年のEUの次期多年度財政枠組(MFF)及び復興基金の一部である、760億ユーロ(約3,500億ズロチ超)の配分に関する合意案である。モラヴィエツキ首相は、同合意案は正式なポーランドとEUの間の合意であるが、事業やプログラムがポーランドにとって最重要な項目をカバーするよう、国内で幅広く議論し、ポーランド政府、EU、そしてポーランド社会の間の合意となるようにしたいと述べた。モラヴィエツキ首相は、主な投資分野はインフラ、イノベーション、環境保護、医療、生活・教育の質の向上であるとし、今後10年間でGDPに占める研究開発分野への支出を倍増したいと述べた。パートナーシップ合意案は財務省のウェブサイトに掲載され、1月19日から2月中旬にかけて各地方との協議が実施される予定である。

マクロ経済動向・統計

政策金利に関するグラピンスキ中央銀行総裁の発言【15日】

グラピンスキ中央銀行総裁は、金利の引き上げには少なくともあと2年を要する可能性があるとして指摘し、更なる金利引き下げもあり得るとした。ただし、同総裁は、金利の引き下げは経済が大きく後退する場合にのみ実施するとし、現時点ではそのような兆候や高インフレの危険性はないと強調した。むしろ、低インフレの方が危険であり、更なる外国為替市場介入も検討し得るとした。

12月の物価動向【15-18日】

中央統計局(GUS)によれば、12月の消費者物価指数(CPI)は対前年同月比2.4%増、対前月比0.1%増となった。サービス価格は対前年同月比6.4%増、商品価格は対前年同月比0.9%増となった。また、ポーランド中央銀行によれば、食料とエネルギーを除いた12月のコア・インフレ率は対前年同月比3.7%増、対前月比同となった。

ポーランド産業動向

インテルによる研究開発センター拡張【19日】

インテルは、同社が所有するEU最大の研究開発センターであるグダンスクキャンパスの拡張工事を開始すると発表した。同工事は2023年半ばに完成予定である。同社は同工事のために欧州地域開発基金(ERDF)から約5,000万ズロチの資金を受け取った。ゴヴィン副首相は、米国のグダニスクへの投資は、ポーランド経済の方向性が世界的に肯定的に評価されていることを裏付けるものであると述べた。拡張された同センターでは主に人工知能関連の技術開発が行われる予定となっている。

大手電力会社の洋上風力発電所建設に係る協力【19日】

大手電力会社のPGE, Tauron, Enea は共同でバルト海に洋上風力発電所を建設することに合意し、18日に協力に関する書簡に署名した。本事業はポーランド経済の最大の投資プロジェクトの1つであり、見積額は1,500億ズロチにもなる。18日、三社バルト海の洋上風力を実施する特別目的会社の設立についての書簡に署名した。

エネルギー・環境

電気自動車登録台数動向【14日】

ポーランドの電気自動車の登録台数は2020年に2万台を突破したが、その半数近くは昨年登録さ

れたものである。サマール自動車市場研究所によると、昨年末ポーランドでは20,181台の電気自動車が登録されており、そのうち10,430台はプラグイン・ハイブリット車である。また、2020年の1年間では9,996台が登録されているが、これは昨年(4591台)の約2倍となっている。

気候・環境省 電力料金高騰対策に関する法案を検討【15日】

クルティカ機構・環境大臣は、2021年前半に、エネルギー価格の上昇から、エネルギー貧困に苦しむ地域を保護するための、包括的な長期的解決策に取り組むと述べた。現在協議されている法案は、実際には援助を必要としない受益者を含む、あまりにも広いグループを対象とするため、非効率的であるという見解を示した。同省は、電気料金の支払いに最も苦勞している消費者への援助に焦点を当て、新しい体系的な解決策を検討する。

政府のエネルギー戦略の見通し【18日】

政府は国会で2040年までのポーランドのエネルギー政策(PEP2040)が今年第1四半期に承認されるだろうと述べた。新しい政策は公正なエネルギー転換、ゼロエミッション・エネルギーシステムの構築、大気環境の3つの柱で構成されている。同政

策では、最近の国のエネルギーシステムの技術や新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によるエネルギー生産・流通の変化も考慮に入れている。公正な転換に関しては、石炭に依存している地域のための資金として、600億ズロチ(132億ユーロ)を確保している。ゼロエミッション・エネルギーシステムに関しては、原子力や洋上風力発電に基づくとしている。大気環境の向上については、2030年までに都市部、2040年までに地方の家庭からの脱石炭を行っていくこととしている。

炭鉱労働組合による炭鉱閉鎖にかかる合意案【20日】

炭鉱労働組合は、25日に開催される政府との会合に向け、合意案を提示した。本合意案には、①シレジア地域の可能性を再構築するポーランド開発基金(PFR)と同様の特別目的会社の設立、②高額な退職金の維持・5年間の給与補償、職を失う人への3~4年間の有給休暇、③無償の訓練プログラム、④2019年9月に締結された協定に記載された13の特定鉱山の閉鎖期限の維持等が盛り込まれている。政府は、炭鉱労働組合との間で2月下旬までに合意し、3月に欧州委員会の通知プロセスを開始したい意向である。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテ

口が相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

(1) 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

(2) 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピングモール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

(3) 上記(2)の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

下記リンク先から「たびレジ」に登録することができます。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、3月20日には、感染事態が宣言されました。10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。11月9日から小学校及び高等教育機関においては、実務授業を除きリモート授業が義務化されています。また、幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。12月28日からは、薬局やスーパーなど一部の店舗を除き営業停止となるなど再び制限措置が強化されています。今措置については、国家警察本部が同義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行くと発表していますので、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール：cons@wr.mofa.go.jp

電話番号：22-696-5005(受付時間：月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間(当面の間、入館を見合わせ中)

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせております。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しく願いいたします。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

特になし。

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ Eメールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)